

2024（令和6）年9月5日

株式会社 HappyLifeBio 御中

適格消費者団体

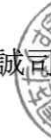
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

メール nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



再 申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社の販売している「ハダキララ」に関するインターネット広告等について、当会からの令和5年9月6日付の再申し入れに対し、本日現在までいまだご回答をいただけていない状況が続いております。

つきましては、下記のとおり、再申し入れ及びお問合せをいたしますので、これに対するご回答を、令和6年9月26日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本再申入書及び貴社からのご回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

- 1 貴社作成の2023年6月30日付け「お問合せに関する回答書」において、「当商材については広告を用いた積極的な販売活動を取りやめ」、「新規会員様の受付を促す広告配信を停止しております。」などと記載されておりますが、現在でも次のURLから貴社のインターネット広告（以下「本件広告」といいます。）を確認することができる状況にあります。

【広告URL】

https://lp.hlb.jp/page?from=www.happylifebio.co.jp%2Fproducts_how_to_buy_hadakirara&locale=ja&order_form=normal_chatbot&pattern=redesign_new&flash_guid=b6df2b26-6bcd-4a4e-87c9-89d7edfe66b2

- 2 また、令和5年6月23日付の申入書においては、貴社の「ご利用規約」に

関しても申し入れをしておりますところ、いまだご回答いただけておらず、貴社の「ご利用規約」を確認しても、申し入れをした条項の修正又は使用の取り止めはなされておられません。

3 つきましては、令和5年6月23日付の申し入れに対し、改めてご回答いただきますようお願いいたします。併せて、本件広告の末尾において、「大変申し訳ございませんが、ただいま新規販売を受け付けておりません。」との表示がなされておりますが、このような表示を行っている理由について、ご回答ください。

4 なお、当会において、令和5年9月6日付の再申し入れを行って以降、貴社の販売している『ハダキララ・プレミアム』プラン（以下「本件プラン」）に関する情報提供がありましたので、本件プランに関する次のご利用規約について、以下のとおり、お問合せいたします。

【ご利用規約URL】

<https://www.happylifebio.co.jp/company/customerterm.html>

【お問合せの対象となる条項】

- ① 「・該年度の12回に満たずに休止・停止をされる場合は、残す回数分を一括でお受け取りしていただく必要があります。」（以下「本件条項①」といいます。）
 - ② 「・次年度の休止をご希望の場合は、該年度の9回目の出荷後から10回目の出荷前までにご連絡ください。出荷済み回数はマイページから簡単に参照できるのでご安心ください。（2年目以降も同様）」（以下「本件条項②」といいます。）
 - ③ 「・『ハダキララ・プレミアム』の受取拒否もしくは代金の未払いが連続して3回発生した場合は、継続の意志無しとみなし、残り回数分を一括請求させていただきます。」（以下「本件条項③」といいます。）
- 5 本件条項①によれば、本件プランを契約期間の途中で休止・停止する場合、残りの回数分の商品の受け取りが必要となりますが、これは、残りの回数分の商品の受け取りを条件に、消費者に中途解約の権利を認める条項であるとの理解にてよろしいでしょうか。
- 6 本件条項②によれば、次年度の契約を休止する場合、「該年度の9回目の出荷後から10回目の出荷前までにご連絡ください。」とされているため、休止の連絡をできる時期が1年のうちおよそ1か月間に限られることとなりますが、休止の連絡ができる時期をこのように限られた短期間に限定している理由について、ご回答ください。
- 7 本件条項③によれば、商品の受取拒否等が連続して3回発生した場合、契約を継続する意志がないものとみなされ、残りの回数分の商品代金を請求されることになることから、本件条項③は、消費者契約法9条1項1号に定める「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」

に該当するものと思料いたします。

消費者契約法9条1項1号では、消費者契約の解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分が無効になるものとされております。

しかしながら、本件条項③については、契約を継続する意思がないものとみなされた時期にかかわらず、当初の契約期間満了までの残りの回数分の商品代金を請求されることになるため、貴社に生ずる平均的な損害の額を超える損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に該当する疑いがあるものと思料いたします。

そこで、消費者契約法12条の4第1項に基づき、本件条項③にて定める損害賠償額の予定又は違約金について、その算定根拠（具体的な数字を含めた費用項目や算定式等）をご回答いただきますようお願いいたします。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444